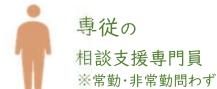
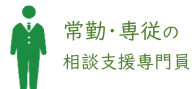


# 機能強化型の人員配置について

令和4年11月24日  
国分寺市障害者基幹相談支援センター

登  
場  
人  
物



## 機能強化型Ⅳ



専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること

### 《厚労省Q&A抜粋》

・2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。

## 機能強化型Ⅲ



常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること

同一敷地内の指定障害児、指定一般相談支援、指定自立生活援助事業所の兼務は可能です。

### 《留意事項通知》

・相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

・同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

### 《厚労省Q&A抜粋》

・2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。

## 機能強化型Ⅱ



常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること

同一敷地内の指定障害児、指定一般相談支援、指定自立生活援助事業所の兼務は可能です。

### 《留意事項通知》

・2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。

・同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

### 《厚労省Q&A抜粋》

・3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。

## 機能強化型Ⅰ



常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること

同一敷地内の指定障害児、指定一般相談支援、指定自立生活援助事業所の兼務は可能です。

### 《留意事項通知》

・3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。

・同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

### 《厚労省Q&A抜粋》

・4人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。